

全国厚生労働関係 部局長会議資料

平成25年2月20日(水)
政策統括官(社会保障担当)

社会保障と税の一体改革について

社会保障・税一体改革の経緯

自公政権

平成20年 社会保障国民会議 ～ 持続可能性から社会保障の機能強化へ

→ 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」(H20.12)

→ 平成21年度税制改正法附則第104条(H21.3)

「政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、(中略)遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」

平成21年 安心社会実現会議 ～ 安心と活力の両立

民主党政権

政府・与党における検討

平成22年10月 政府・与党社会保障改革検討本部

平成22年12月 「社会保障改革の推進について」(閣議決定)

「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」

平成23年2月～7月 社会保障改革に関する集中検討会議

平成23年6月 「社会保障・税一体改革成案」

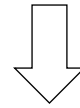
(政府・与党社会保障改革検討本部決定。7月1日閣議報告)

- ・厚生労働省社会保障審議会等における検討
- ・9月 野田内閣 基本方針 閣議決定(成案を早急に具体化)
- ・素案の策定に向けた政府・与党での検討
(政府部内) 関係5大臣会合(官房長官、一体改革、総務、財務、厚生労働)、政府税制調査会
(民主党内) 社会保障と税の一体改革調査会、税制調査会2

平成24年1月6日 「社会保障・税一体改革素案」(政府・与党社会保障改革本部決定・閣議報告)

[1月20日 「一体改革・広報に関する基本方針」(関係5大臣会合)]

2月17日 「社会保障・税一体改革大綱」(閣議決定)



大綱に基づく法案作成 → 与党審査

3月30日 子ども・子育て新システム、年金、税制抜本改革関係法案閣議決定 ⇒ 国会提出

国会審議

5月8日 衆議院において7法案の審議開始
本会議 5月8日～11日(3日間)
一体改革特別委員会 5月16日～6月26日
(特別委員会での総審査時間は約129時間)

6月8日～15日 民主・自民・公明の3党で実務者協議

6月20日 「社会保障制度改革推進法案」、「認定こども園法改正法案」(いずれも衆法) ⇒ 国会に提出

6月21日 閣法6法案(年金関係2法案、子ども・子育て支援関係2法案、
税制抜本改革(国税・地方税)2法案)の修正案
⇒ 衆・一体改革特別委員会に提出

6月26日 関連8法案 衆議院において可決

7月11日 参議院において8法案の審議開始
本会議 7月11日～12日(2日間)
一体改革特別委員会 7月13日～8月10日
(特別委員会での総審査時間は約86時間)

8月10日 関連8法案 参議院において可決・成立(8月22日 公布)

11月16日 国民年金法等改正法案、年金生活者支援給付金法案
臨時国会において成立

社会保障・税一体改革に係る3党協議に基づく修正について (全体像)

【政府原案】

子ども・子育て関係

- ・ 子ども・子育て支援法案
- ・ 総合こども園法案
- ・ 関係整備法案

【修正】

- ・ 社会保障制度改革推進法案（衆法）

- ・ 子ども・子育て支援法案（衆議院で修正）
- ・ 認定こども園法改正法案（衆法）※
- ・ 関係整備法案（衆議院で修正）

※正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案」

年金関係

- ・ 年金機能強化法案
- ・ 被用者年金一元化法案

- ・ 年金機能強化法案（衆議院で修正）
- ・ 被用者年金一元化法案（衆議院で修正※）

※形式的修正のみ

上記の他、以下の法案が臨時国会で成立

- ・ 国民年金法等改正法案
- ・ 年金生活者支援給付金法案

税制関係

- ・ 国税改正法案
- ・ 地方税改正法案

- ・ 国税改正法案（衆議院で修正）
- ・ 地方税改正法案（衆議院で修正）

成立した社会保障・税一体改革関連法

○社会保障制度改革推進法

- ・社会保障制度改革の基本的事項を定める
- ・社会保障制度改革国民会議の設置 等

○子ども・子育て関連3法

(子ども・子育て支援法、認定こども園法改正法、関係整備法)

- ・幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

○国税改正法

○地方税改正法

○年金機能強化法

- ・基礎年金国庫負担割合を2分の1に恒久化
- ・パート労働者への社会保険の適用拡大 等

○被用者年金一元化法

- ・共済年金と厚生年金の一元化

○国民年金法等改正法(※)

- ・平成24年度及び25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の維持
- ・物価スライド特例分の解消 等

○年金生活者支援給付金法(※)

- ・新たな低所得高齢者・障害者等への福祉的給付措置(年金機能強化法の附則に基づくもの)

(※) の2法は平成24年臨時国会で成立、その他は平成24年通常国会で成立。

社会保障制度改革推進法

【目的】（第1条）

平成21年度税制改正法附則104条の規定の趣旨を踏まえて安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革の基本的事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推進

【基本的な考え方・国の責務】（第2～3条）

社会保障制度改革は、次の事項を基本として行う。国は、改革に関する施策の総合的策定と実施の責務

- ① 自助・共助・公助の最適な組合せ、家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じて自立生活の実現を支援
- ② 機能の充実と重点化・効率化を同時に行い、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現
- ③ 年金・医療・介護は社会保険制度を基本、国・地方の負担は保険料負担の適正化に充てることを基本
- ④ あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点等から、消費税・地方消費税収を充当

【改革の実施及び目標時期】（第4条）

政府は、基本方針に基づき、社会保障制度改革を行う。

必要な法制上の措置については、法律施行後1年以内に、国民会議の審議結果等を踏まえて講ずる。

【改革の基本方針】（第5～8条）

- ① 公的年金制度（今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民会議で検討し、結論を得る、年金記録問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入）
- ② 医療保険制度（国民皆保険を維持、国民負担の増大抑制と必要な医療の確保、医療保険制度の財政基盤の安定化等、個人の尊厳と患者の意思を尊重する医療の在り方、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、国民会議で検討し、結論を得る）
- ③ 介護保険制度（介護サービスの効率化・重点化、保険料負担の増大の抑制と必要な介護サービスの確保）
- ④ 少子化対策（人生の各段階に応じた支援、待機児童解消策等の推進に向けた法制上・財政上の措置）

【社会保障制度改革国民会議】（第9～15条）

社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、基本的な考え方にとり、基本方針に基づいて改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に社会保障制度改革国民会議を設置。

（委員20人以内。総理が任命。国会議員を兼ねることを妨げない。設置期限（政令で規定）は平成25年8月21日。）

【生活保護制度の見直し】（附則第2条）

不正受給への厳格な対処等の見直しを早急に行う。生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む。

社会保障制度改革国民会議

1 設置根拠

- 社会保障制度改革推進法に基づき設置。
- 法律に基づく設置期限は平成25年8月21日。

2 委員

- 委員として以下の有識者15名を任命（法律上は20名以内）。

(会長) 清家 篤	慶應義塾長	神野 直彦	東京大学名誉教授
(会長代理) 遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授	永井 良三	自治医科大学学長
伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科教授	西沢 和彦	日本総合研究所調査部上席主任研究員
大島 伸一	国立長寿医療研究センター総長	増田 寛也	野村総合研究所顧問
大日向雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授	宮武 剛	目白大学大学院生涯福祉研究科客員教授
権文 善一	慶應義塾大学商学部教授	宮本 太郎	北海道大学大学院法学研究科教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
榊原 智子	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長		

※国民会議の事務局は、内閣官房社会保障改革担当室が担当している。

3 開催経過

【第1回】平成24年11月30日

〈議題〉 会長選任等諸手続、各委員からのあいさつ、意見交換 等

【第2回】平成24年12月7日

〈議題〉 医療、介護、年金、少子化対策の各分野について、厚生労働省の関係審議会部会長を務める委員から現状と課題を説明、意見交換

【第3回】平成25年1月21日

〈議題〉 これまでの議論の確認、意見交換

※今後は、2月にヒアリングを2回程度開催予定。

4 検討項目 (社会保障制度改革推進法に規定、国民会議発足前の3党実務者協議でも合意)

【医療の改革】

- ① 健康の維持増進・疾病の予防・早期発見等の積極的促進、
医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用 等
- ② 医療保険制度の財政基盤安定化、保険料負担に関する公平の確保、療養の範囲の適正化等
- ③ 医療の在り方（個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直し、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備）
- ④ 今後の高齢者医療制度にかかる改革

【介護の改革】

介護サービスの範囲の適正化等による効率化・重点化、低所得者等の保険料負担の増大の抑制

【年金の改革】

- ① 今後の公的年金制度にかかる改革
- ② 現行年金制度の改善（低年金・無年金者対策、厚生年金の適用拡大、被用者年金一元化等）

【少子化対策】

社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施

PFIを活用した事業の実施の 推進について

PFI事業への取組状況について

- 厚生労働省では、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、PFI手法を活用した施設整備を推進している。また、内閣府においては、地方公共団体を支援するため、ホームページによるPFI導入支援ツール※の公表や、実務に通じたPFI専門家を派遣する事業を行っている（別紙参照）。

※内閣府HP ; <http://www8.cao.go.jp/pfi/tools.html>

水道施設

- 11件導入。大都市部中心に導入。
- 「PFI導入の手引き」の改定及び周知を行う予定。
- 「水道分野における官民連携推進協議会」を経済産業省とともに開催し、地域の実情に応じた対応を推進。

医療施設

- 13件導入。
- 施設の設計及び建設、維持管理などの分野で主に活用。

社会福祉施設

- 15件導入。
- ケアハウス等の事業が中心。

近年の政府の取組みの経緯等

- 従来、公的な色彩の強かった分野について、事業の合理化、健全化を図っていく中で、PFIという手法による施設整備も重要な選択肢と考えられている。
- 政府としても、日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、PFI事業規模を2010年から2020年までで少なくとも約10兆円以上の拡大を目指すこととされたことを踏まえ、各省庁において事業モデルの具体化・案件形成の促進を図ってきた。

○ P F I 専門家の派遣

- ・ 内閣府は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用をして行うPFI事業の一層の活用推進を図るため、地方公共団体を支援する。
- ・ その一環として、地方公共団体におけるPFI事業の活用を支援するため、PFIの実務に通じた、PFI専門家を派遣する。

○例えば、

- ・PFI制度がよく分からない
- ・PFI事業に興味があり検討したいけれども、どこから検討を始めればいいのか分からない
- ・PFIの検討をどのように進めればいいのか分からない
- ・PFIの検討を始めたけど、分からないことがでてきた
- ・今回の法改正で導入された民間事業者からの提案について、どのように扱えばいいのか
- ・今回の法改正で導入された公共施設等運営権に興味がある
- ・事業期間をどのように設定すればいいか、考え方を教えて欲しい

等、上記のような疑問等があり、所定の様式にて申請があった場合、PFI専門家を派遣する。

連絡先：03-3581-9680(PFI推進室直通) ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>

※専門家派遣に係る費用は内閣府が負担する。

PFI事業に係る地方公共団体支援の概要2

○ P F I 事業の案件形成の促進

P F I 事業の立ち上げを支援するため、地域と投資家双方にとって魅力や価値がある下記に該当する事業を対象としPFI事業の案件形成を支援し、民間投資を喚起しつつ、効率的かつ効果的な社会資本整備・老朽化対策等を推進する。

- (1) 収益施設併設型 公共施設等の一部を活用して民間施設等を運営するなど、公共施設等を付帯事業と一体で運営するもの
- (2) 付加価値創出型 副産物の活用や太陽光パネルの設置等を行うなど、公共施設等の運営の効率性・収益性を高める工夫を行うもの
- (3) 複数施設型 複数の公共施設等について、包括的に整備・改修・運営等を行い、全体の公共施設等の投資効率を高めるもの

○ P F I 事業による震災復興の促進

被災地におけるP F I の活用促進を図るため、被災地方公共団体にP F I 専門家を派遣し、P F I 事業の立ち上げを支援する。また、民間事業者からの提案、公共施設等運営権等、P F I 法改正により創設された新制度の利用促進等を図ることにより被災地の復興を支援する。

- (1) PFI専門家派遣を通じたPFIの事業化促進
- (2) 民間事業者からの提案を受けて事業化を検討しているPFI事業
- (3) 公共施設等運営事業を含む独立採算型事業等新たなモデルとなるPFI事業
- (4) 複合施設型の公共的施設の整備等を効率的に行うPFI事業

地方分権・特区制度の 動きについて

地方分権・特区制度の動きについて

地方分権改革

1. 義務付け・枠付けの見直し

○地方公共団体の自治事務について、国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月)で示された4,076条項について、第1次見直しから第3次見直しまでの取組により、2,428条項が検討の対象となり、一定の見直しがなされた。

※これまで提出された法案(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

- ・第1次一括法案 → H23.4.28 成立、H23.5.2 公布
- ・第2次一括法案 → H23.8.26 成立、H23.8.30 公布
- ・第3次一括法案 → H24.3.9 閣議決定・廃案
→ 本通常国会に再提出の見込み

○現在、残された条項等について、地方六団体の要望を受けながら、第4次見直しを行っている。

2. 地域自主戦略交付金の廃止

○国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、平成23年度に「地域自主戦略交付金」を創設。

※厚生労働省の一括交付金化対象補助金

- ・水道施設整備費補助
- ・社会福祉施設等施設整備費補助金
- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- ・医療提供体制施設整備交付金

○平成25年度から地域自主戦略交付金は廃止となり、平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算で、地域自主戦略交付金にかかるものについては、各省庁で計上。

○交付金の廃止・移行に伴い、補助対象の拡大や事務手続きの簡素化等を行うことにしている。

特区制度

1. 構造改革特区

○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)において構造改革特区の創設を決定。構造改革特別区域法に基づき構造改革特別区域を設定し、地域の実情に応じた規制の特例措置の適用を推進している。

○平成14年7月から現在まで21回提案を受付け、そのうち厚労省分として38の提案を特区として認定。

○平成24年10月1日～31日にかけて新たに提案を受付けており(厚生労働省分:23提案)、現在検討しているところ。

2. 総合特区

○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において総合特区制度の創設を決定。
総合特別区域法が、平成23年6月22日に成立。

○構造改革特区とは違い、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施。

総合特区は、地域特性等に応じた2パターンを想定

①国際戦略総合特区(7地域)

我が国の全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とするもの。

②地域活性化総合特区(32地域)

全国で展開し、地域の持久力と創富力を高めることにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図るもの。

○平成23年12月22日に第1次地域指定がされて以来、提案主体と関係省庁で協議を行い、現在までに厚労省分については16提案が実現可能の整理となった。
今後も引き続き協議・検討を行う。

政策統括官(社会保障担当)施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
社会保障と税の一体改革について (1ページ~8ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第一係	政策第一係長 坂本 和也	7691
PFIを活用した事業の実施の 推進について (9ページ~12ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第一係	政策第一係長 坂本 和也	7691
地方分権・特区制度の 動きについて (13ページ~14ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第三係	政策第三係長 佐藤 豪竜	7697